

監査等委員会規則（ひな型）

公益社団法人日本監査役協会
平成 27 年 7 月 23 日制定

（目的）

第1条

本規則は、法令及び定款に基づき、監査等委員会に関する事項を定める。

（組織）

第2条

1. 監査等委員会は、すべての監査等委員である取締役（以下、本規則において「監査等委員」という。）で組織する。
2. 監査等委員会は、監査等委員会の長を置く。
3. 監査等委員会は、常勤の監査等委員を置く。（注1）

（監査等委員会の職務）

第3条

監査等委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成
- 二 会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定
- 三 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本条において同じ。）の選任若しくは解任又は辞任についての監査等委員会の意見の決定（注2）
- 四 取締役の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。以下、本規則において同じ。）についての監査等委員会の意見の決定（注3）
- 五 その他法令及び定款に定められた職務

（開催）

第4条

監査等委員会は、定期に（注4）開催する。ただし、必要あるときは隨時開催することができる。

（招集権者）

第5条

1. 監査等委員会は、監査等委員会の長が招集し運営する。
2. 各監査等委員は、監査等委員会の長に対し監査等委員会を招集するよう請求すること

ができる。

3. 前項の請求にもかかわらず、監査等委員会の長が監査等委員会を招集しない場合は、その請求をした監査等委員は、自らこれを招集し運営することができる。

(招集手続)

第6条

1. 監査等委員会を招集するには、監査等委員会の日の1週間前（注5）までに、各監査等委員に対してその通知を発する。
2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第7条

1. 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
3. 決議にあたっては、十分な資料に基づき審議しなければならない。

(監査等委員会の決議事項)

第8条

1. 監査等委員会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、下記の事項を決議する。
 - 一 監査等委員会の長の選定又は解職（注6）
 - 二 常勤監査等委員の選定又は解職（注7）
 - 三 第9条に掲げる事項を行う監査等委員（以下、本規則において「選定監査等委員」という。）の選定
 - 四 第10条に掲げる事項を行う監査等委員（以下、本規則において「特定監査等委員」という。）の選定（注8）
 - 五 監査等委員会監査等基準の策定
 - 六 監査の方針、監査計画、監査の方法、監査職務の分担等に関する事項
 - 七 監査費用の予算、選定監査等委員が行う職務の遂行に関する事項など監査等委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項
 - 八 監査報告の作成
 - 九 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
 - 十 会計監査人を再任することの適否の決定（注9）
 - 十一 株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容の決定

- 十二 株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容の決定
- 十三 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任
- 十四 取締役の利益相反取引についての承認（注 10）
- 十五 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任若しくは解任又は辞任についての監査等委員会の意見の決定
- 十六 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等についての監査等委員会の意見の決定（注 11）
- 十七 監査等委員の選任を株主総会の会議の目的とすることの請求の決定
- 十八 監査等委員の選任に関する議案を株主総会に提出することの請求の決定
- 十九 支配権の異動を伴う募集株式の発行等が行われる際に株主に対して通知しなければならない監査等委員会の意見表明（注 12）
- 二十 その他監査等委員会の職務の執行に関し、監査等委員会が必要と認めた事項

(選定監査等委員) (注 13)

第 9 条

- 1. 監査等委員会は、次に掲げる事項を行う選定監査等委員を定める。
 - 一 取締役及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況の調査をすること
 - 二 子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすること
 - 三 会計監査人に対してその監査に関する報告を求めること
 - 四 第 12 条第 1 項第 1 号に定める手続に従い会計監査人を解任した場合の解任後最初の株主総会における解任の旨及びその理由の説明
 - 五 取締役会の招集
 - 六 株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本条において同じ。）の選任若しくは解任又は辞任についての監査等委員会の意見の陳述
 - 七 株主総会における取締役の報酬等についての監査等委員会の意見の陳述
 - 八 会社と取締役間の訴訟において会社を代表すること
 - 九 その他訴訟提起等に関し会社を代表すること
- 2. 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を行う選定監査等委員は、当該各号の報告の徵収又は調査に関する事項についての監査等委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(特定監査等委員) (注 14)

第 10 条

- 1. 監査等委員会は、その決議によって次に掲げる職務を行う者（以下、本条において

「特定監査等委員」という。) を定める。

- 一 監査等委員会が受領すべき事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を取締役から受領し、それらを他の監査等委員に対し送付すること（注 15）
 - 二 事業報告及びその附属明細書に関する監査等委員会の監査報告の内容を、その通知を受ける者として定められた取締役（以下、本条において「特定取締役」という。）に対し通知すること
 - 三 特定取締役との間で、前号の通知をすべき日について合意をすること
 - 四 会計監査人から会計監査報告の内容の通知を受け、当該監査報告の内容を他の監査等委員に対し通知すること（注 16）
 - 五 特定取締役及び会計監査人との間で、前号の通知を受けるべき日について合意をすること
 - 六 計算関係書類に関する監査等委員会の監査報告の内容を特定取締役及び会計監査人に対し通知すること
 - 七 特定取締役との間で、前号の通知をすべき日について合意をすること
2. 特定監査等委員は、常勤の監査等委員とする。（注 17）

(監査等委員会の同意事項)

第 11 条

監査等委員会の同意を要する下記の事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の決議によって行う。

- 一 取締役が監査等委員の選任に関する議案を株主総会に提出すること
- 二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等

(監査等委員の全員の同意事項)

第 12 条

1. 監査等委員の全員の同意を要する下記の事項については、監査等委員会における協議を経て行うことができる。（注 18）
 - 一 会計監査人を法定の解任事由に基づき解任すること
 - 二 取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出すること
 - 三 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること
 - 四 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出すること
 - 五 非業務執行取締役との間で責任の一部免除の契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること
 - 六 株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加すること
2. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる

きる。

(監査等委員の権限行使に関する協議)

第 13 条

監査等委員は、次の事項に関する権限を行使する場合又は義務を履行する場合には、事前に監査等委員会において協議をすることができる。

- 一 株主より株主総会前に通知された監査等委員に対する質問についての説明（注 19）
- 二 取締役会に対する報告等
- 三 株主総会に提出しようとする議案及び書類その他のものに関する報告
- 四 取締役による会社の目的の範囲外の行為その他法令又は定款違反行為に対する差止め請求
- 五 監査等委員の選任、解任、辞任及び報酬等に関する株主総会での意見陳述

(報酬等に関する協議)

第 14 条

監査等委員の報酬等の協議については、監査等委員の全員の同意がある場合には、監査等委員会において行うことができる。（注 20）

(監査等委員会に対する報告)

第 15 条

1. 監査等委員は、自らの職務の執行の状況を監査等委員会に定期かつ随時に報告とともに、監査等委員会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。（注 21）
2. 会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査等委員は、これを監査等委員会に報告しなければならない。
3. 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める。
4. 前 3 項に関して、監査等委員、会計監査人、取締役又は内部監査部門等の使用人その他の者が監査等委員の全員に対して監査等委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査等委員会へ報告することを要しない。

(監査報告の作成)

第 16 条

1. 監査等委員会は、その決議により、監査報告を作成する。（注 22）
2. 監査報告の内容が各監査等委員の意見と異なる場合であって、かつ、当該監査等委員の求めがあるときは、監査等委員会は、当該監査等委員の意見を監査報告に付記するものとする。

3. 監査等委員会の監査報告には各監査等委員が署名又は記名押印（電子署名を含む。）する。常勤の監査等委員及び社外取締役である監査等委員はその旨を記載又は記録する。
(注 23)
4. 前 3 項の規定は、会社が臨時計算書類又は連結計算書類を作成する場合には、これを準用する。

(議事録)

第 17 条

1. 監査等委員は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名又は記名押印（電子署名を含む。）する。
 - 一 開催の日時及び場所（当該場所に存しない監査等委員、取締役又は会計監査人が監査等委員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - 二 議事の経過の要領及びその結果
 - 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員があるときは、その氏名
 - 四 次に掲げる事項につき監査等委員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の取締役からの報告
 - ロ 取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告
 - 五 監査等委員会に出席した取締役又は会計監査人の氏名又は名称
 - 六 監査等委員会の議長の氏名
2. 第 15 条第 4 項の規定により監査等委員会への報告を要しないものとされた場合には、次の各号に掲げる事項を内容とする議事録を作成する。
 - 一 監査等委員会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - 二 監査等委員会への報告を要しないものとされた日
 - 三 議事録の作成に係る職務を行った監査等委員の氏名
3. 会社は、前 2 項の議事録を 10 年間本店に備え置く。

(監査等委員会事務局)

第 18 条

監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会運営に関する事務は監査等委員会スタッフ等の監査等委員会の職務を補助すべき使用人がこれにあたる。

(監査等委員会監査等基準)

第 19 条

監査等委員会及び監査等委員の監査等に関する事項は、法令又は定款若しくは本監査等委員会規則に定める事項のほか、監査等委員会監査等基準による。

(本規則の改廃)

第 20 条

本規則の改廃は監査等委員会が行う。

(附則)

本規則は、平成〇年〇月〇日より実施する。

(注 1) 法令上、監査等委員会に、常勤の監査等委員を設置することは義務付けられないが、常勤者を置くことにより常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集が可能となること、内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部統制所管部門等との連携においても常勤の監査等委員の役割・活動が重要であることから、本ひな型では、監査等委員会の組織として常勤を置くこととしている。なお、常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由は事業報告記載事由である（会社法施行規則第 121 条第 10 号イ）。常勤の監査等委員を選定しない場合は、監査等委員の監査を補佐する取締役や内部監査部門の補助使用人について、独立性及びその監査の実効性が確保されるよう工夫が必要となる。

(注 2) 監査等委員会は、株主総会において、監査等委員でない取締役の選任、解任若しくは辞任、又は報酬に関する意見陳述権を有している。監査等委員会は、毎期、これらの事項について意見の陳述をするかどうか、また意見の陳述をする場合にはその内容を検討することが必要である。なお、株主総会における意見の陳述は、選定監査等委員が行う。

(注 3) 注 2 を参照のこと。

(注 4) 「定期に」との箇所については、例えば「月 1 回」など、各社の実状に応じて規定されたい。

(注 5) これを下回る期間を定款で定めることができる（会社法第 399 条の 9 第 1 項）。この場合には、定款に定めた期間に従った規定とする。

(注 6) 法令上、監査等委員会の長の選定手続については規定がないが、本ひな型では、監査等委員会の決議によって選定することとしている。

(注 7) 法令上、常勤の監査等委員の選定及び解職についての規定はないが、選定の有無が事業報告への記載事項であることから、本ひな型では、監査等委員会の決議事項としている。

(注 8) 法令上、特定監査等委員として特定の者を選定するための手続については規定がないが、本ひな型では、監査等委員会の決議によって選定することとしている。

- (注 9) 法令上、会計監査人の任期については、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる旨規定されているにとどまり（会社法第 338 条第 2 項）、会計監査人の再任について監査等委員会が審議・決定等しなければならない旨の規定はない。ただし、本ひな型では、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の決定等（会社法第 344 条）の規定趣旨にかんがみ、会計監査人の再任の適否を監査等委員会で毎期決定する旨を規定している。
- (注 10) 法令上、取締役が行う利益相反取引について、監査等委員会が事前に承認した場合、取締役の任務懈怠の推定が解除される（会社法第 423 条第 4 項）。監査等委員会は、利益相反取引について検討するにあたって、利益相反取引の内容、取引の経緯、これまでの審議プロセスの検証を行い、慎重な判断をすることが必要となるため、本規定では、必要がある場合には、利益相反取引を行う取締役に対して、監査等委員会への出席及び報告等を求めることができる旨、規定している。
- (注 11) 注 2 を参照のこと。
- (注 12) 公開会社における支配権の異動を伴う募集株式の発行等に関し、募集株式の割当等により募集株式の引受人となる者が募集株式を引き受けた結果、議決権の過半数を有することとなる場合には、株主に対して、割当に関する情報を通知しなければならない（会社法第 206 条の 2）。株主に対する通知には、当該募集株式の発行等についての監査等委員会の意見を記載しなければならない（会社法施行規則第 42 条の 2 第 7 号）。
- (注 13) 本ひな型では、法令上、監査等委員会が選定する監査等委員が行うべき職務について、本条において整理している。
- (注 14) 法令上、事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類に係る監査等委員会監査報告の通知等の職務を行う者として、特定の監査等委員を定めた場合には、当該監査等委員が特定監査等委員となるが、特定の者を定めない場合には、監査等委員のうちいづれかの者が特定監査等委員となる（会社法施行規則第 132 条第 5 項第 3 号、会社計算規則第 130 条第 5 項第 3 号）。本条は、特定監査等委員として特定の者を定める場合の規定であるので、特定の者を定めることとしない場合には、本条を置くことを要しない。
- (注 15) 法令上、事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類を取締役から受領するのは、監査等委員会である。本ひな型では、実務の便利にかんがみ、これらを取締役から受領し、他の監査等委員に対し送付することについては、特定監査等委員の職務とすることとしている。
- (注 16) 法令上、特定監査等委員が会計監査人から通知を受けた会計監査報告の内容を他の監査等委員に対し通知することについては規定がないが、本ひな型では、特定監査等委員の職務を明確にするため、当該会計監査報告の内容を他の監査等委

員に対し通知することについても、特定監査等委員の職務とすることとしている。

- (注 17) 法令上、特定監査等委員は、常勤の監査等委員であることを要しない。そのため、本規定の要否については、各社の実状に応じて検討されたい。
- (注 18) 法令上、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任することに対する監査等委員の全員の同意、取締役の責任の一部免除に関する監査等委員の全員の同意及び株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加することに対する監査等委員の全員の同意は、監査等委員会の決議を要しない（会社法第 340 条、第 425 条第 3 項、第 426 条第 2 項、第 427 条第 3 項、第 849 条第 3 項）。ただし、本ひな型では、これらの重要性にかんがみ、監査等委員会における協議を経て同意することができる旨規定している。
- (注 19) いわゆる事前質問については、法令上、仮に株主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合であっても、当該株主が株主総会の日より「相当の期間前」に当該事項を会社に対して通知した場合には、説明することを要する（会社法第 314 条、会社法施行規則第 71 条第 1 号）。ここでは、望ましい姿として、株主総会前に通知された事項については、原則として、監査等委員会において協議することとしている。
- (注 20) 各監査等委員の報酬等については、定款の定め又は株主総会の決議がないときは、株主総会の決議の範囲内において、監査等委員の協議によって定めることを要する（会社法第 361 条第 1 項及び第 3 項）。ここでは、監査等委員会の場を活用して報酬等の協議を行うことができる旨定めている。なお、この場合であっても、当該協議は、監査等委員の全員の同意を要する。
- (注 21) 法令上、監査等委員が監査等委員会に対して、自らの職務の執行状況を報告する規定はない。ただし、監査等委員会への報告は、組織的な監査を行う上で当然の職務であるため、本ひな型においては、定期かつ随時の報告について規定している。
- (注 22) 法令上、監査等委員会が監査報告を作成する場合には、監査等委員会の決議をもって定めなければならない（会社法施行規則第 130 条の 2 第 2 項、会社計算規則第 128 条の 2 第 2 項）。
- (注 23) 法令上、監査報告には、監査等委員の署名又は記名押印は求められていない。また、常勤の監査等委員及び社外監査等委員である旨の表示も求められていないが、監査報告の真実性を確保し、かつ、監査の信頼性を確保するためにも、各監査等委員は自署した上で押印することとし、常勤の監査等委員及び社外監査等委員にはその旨表示することが望ましい。

以上

添付参考資料（1）

会社法上の監査等委員会の職務・権限

（1）一般的な監査・監督権限

- ① 取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成権限（会社法第399条の2第3項第1号）
- ② 監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任についての意見の決定及び監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等についての意見の決定（会社法第399条の2第3項第3号、第342条の2第4項、第361条第6項）
- ③ 計算書類等の監査（会社法第436条第2項）
- ④ 臨時計算書類の監査（会社法第441条第2項）
- ⑤ 連結計算書類の監査（会社法第444条第4項）

（2）調査・報告に関する権限

- ① 取締役から報告を受ける権限（会社法第357条第1項、第3項）
- ② 会計監査人から報告を受ける権限（会社法第397条第1項、第4項）
- ③ 監査等委員会が選定した監査等委員による会計監査人に対する報告請求権（会社法第397条第2項、第4項）
- ④ 監査等委員会が選定した監査等委員による取締役及び使用人等に対する職務の執行に関する事項の報告請求権及び業務・財産状況調査権（会社法第399条の3第1項）
- ⑤ 監査等委員会が選定した監査等委員による子会社に対する事業報告請求権、業務・財産状況調査権（第399条の3第2項）
- ⑥ 監査等委員会が選定した監査等委員による取締役及び使用人等に対する職務の執行に関する報告請求及び業務・財産状況調査並びに子会社に対する事業報告請求及び業務・財産状況調査に関する事項についての決定（第399条の3第4項）
- ⑦ 監査等委員会が選定した監査等委員による取締役会の招集（会社法第399条の14）
- ⑧ 監査等委員以外の取締役が行う利益相反取引に対する事前の承認（会社法第423条第4項、第356条第1項第2号、第3号）

（3）監査等委員及び会計監査人の地位に関する権限

- ① 会計監査人の解任権（会社法第340条第1項、第5項）
- ② 会計監査人の解任を株主総会に報告する監査等委員の選定（会社法第340条第3項、第5項）
- ③ 監査等委員である取締役の選任に関する議案の同意（会社法第344条の2第1項）
- ④ 監査等委員である取締役の選任の議題の提案権及び議案の提出請求権（会社法第344条の2第2項）
- ⑤ 一時会計監査人の選任（会社法第346条第4項、第7項）
- ⑥ 会計監査人の報酬等に対する同意（会社法第399条第1項、第3項）
- ⑦ 会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定（会社法第399条の2第3項第2号）

添付参考資料（2）

会社法上の個々の監査等委員の権限義務

(1) 株主総会・取締役会等と関連する権限

- ① 株主総会への説明義務（会社法第314条）
- ② 会社に対する取締役（監査等委員であるものを除く。）の責任の一部免除に関する議案の同意（会社法第425条第3項、第426条第2項、第427条第3項）
- ③ 会社が取締役（監査等委員を除く。）を補助するための訴訟参加に関する同意（会社法第849条第3項）
- ④ 取締役会への報告義務（会社法第399条の4）
- ⑤ 株主総会提出議案及び書類に関する報告義務（会社法第399条の5）

(2) 監査等委員の地位に関する権限

- ① 各監査等委員の報酬等についての協議（会社法第361条第3項）
- ② 報酬等に関する意見陳述権（会社法第361条第5項）
- ③ 監査費用請求権（会社法第399条の2第4項）

(3) 監督是正措置に関する権限

- ① 取締役の違法行為差止請求権（会社法第399条の6第1項）
- ② 各種の訴提起権及び手続申立権（会社法第477条第5項、第510条、第511条第1項、第522条第1項、第828条、第831条）
- ③ 不提訴理由の通知義務（会社法第847条第4項）

(4) その他の権限

取締役・会社間の訴訟代表権（会社法第399条の7）

以上